別記様式（第2条関係）

小規模事業用電気工作物設置届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（氏名又は名称及び代表者の氏名）
連絡先（電話番号、メールアドレスその他の連絡先）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設備	小規模事業用電気工作物の名称	
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	
	小規模事業用電気工作物の種類	
	小規模事業用電気工作物の出力	
保安体制	保安監督担当者の氏名又は名称（※）	
	保安監督担当者の住所（※）	
	保安監督担当者の電話番号（※）	
	保安監督担当者のメールアドレス（※）	
	点検頻度	

（※）保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九十八号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条の二第七項並びに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第二条、第八条第二項及び第九条第二項第一号の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

電気工事士法施行規則の一部を改正する省令

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の交付の申請）	（免状の交付の申請）
第六条　免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。	**第六条**　免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真二枚を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
2　［略］	2　［略］
（免状の再交付の申請）	（免状の再交付の申請）
第八条　令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真を添えて提出しなければならない。	**第八条**　令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真二枚を添えて提出しなければならない。
（認定証の交付の申請）	（認定証の交付の申請）
第九条の二　法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三	**第九条の二**　法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三